

平成21年第1回西会津町議会臨時会会議録

第1. 招 集

1. 日 時 平成21年2月20日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成21年2月20日
2. 閉 会 平成21年2月20日
3. 会 期 1日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番	目 黒 一	6番	渡 部 昌	11番	長谷川 徳 喜
2番	多 賀 剛	7番	五十嵐 忠比古	12番	伊 藤 勝
3番	青 木 照 夫	8番	武 藤 道 廣	13番	清 野 邦 夫
4番	荒 海 清 隆	9番	大 沼 洋 平	14番	清 野 興 一
5番	清 野 佐 一	10番	長谷沼 清 吉		

2. 不応招議員

な し

平成21年第1回西会津町議会臨時会会議録

平成21年2月20日（金）

開 会 10時00分

出席議員

1番	目 黒 一	6番	渡 部 昌	11番	長谷川 徳 喜
2番	多 賀 剛	7番	五十嵐 忠比古	12番	伊 藤 勝
3番	青 木 照 夫	8番	武 藤 道 廣	13番	清 野 邦 夫
4番	荒 海 清 隆	9番	大 沼 洋 平	14番	清 野 興 一
5番	清 野 佐 一	10番	長谷沼 清 吉		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	山 口 博 續	経済振興課長	齋 藤 久
副 町 長	薄 友 喜	会計管理者兼出納室長	長谷川 文 男
総務税政課長	伊 藤 要一郎	教育委員長	佐 藤 晃
まちづくり政策室長	成 田 信 幸	教 育 長	長谷川 隆 夫
町民情報課長	大 竹 享	教 育 課 長	高 橋 謙 一
健康福祉課長	藤 田 潤 一		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 健 一	議会事務局主査	齋 藤 正 利
--------	---------	---------	---------

第1回議会臨時会議事日程（第1号）

平成21年2月20日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 付議事件名報告

日程第4 提案理由の説明

日程第5 議案第1号 平成20年度西会津町一般会計補正予算（第5次）

閉 会

（全員協議会）

（議会改革特別委員会）

第1回議会臨時会議事日程（第1号の追加1）

平成21年2月20日

追加日程第1 提案理由の説明

追加日程第2 議案第2号 西会津町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する  
条例

○議長 ただいまから、平成 21 年第 1 回西会津町議会臨時会を開会します。

( 1 0 時 0 0 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長。

○議会事務局長 報告をいたします。

本臨時会に、町長より別紙配付のとおり、1 件の議案が提出され、受理しました。

本臨時会に議案説明のため、町長及び教育委員長に出席を求めました。

なお、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長、室長及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、教育課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理しました。

以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、1 番、目黒一君、14 番、清野興一君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 2 月 20 日の 1 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 2 月 20 日の 1 日間に決定しました。

日程第 3、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会臨時会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第 4、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

町長、山口博續君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第 5、議案第 1 号、平成 20 年度西会津町一般会計補正予算 (第 5 次) を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務税政課長、伊藤要一郎君。

○総務税政課長 議案第 1 号、平成 20 年度西会津町一般会計補正予算 (第 5 次) の調製について、ご説明申し上げます。

今次補正の主な内容であります。国の平成 20 年度補正予算 (第 2 次) が本年 1 月 27 日に成立したことに伴い、生活対策及び生活防衛のための緊急対策事業が計上されたことから、定額給付金事業、子育て応援特別手当交付金事業、そして地域活性化・生活対

策臨時交付金事業にかかる経費を新たに計上するものであります。

これらの事業に要する財源といたしましては、原則国庫補助金が全額充当されるものがありますが、一部事業実施にあたりまして事業費調整用に一般財源が必要となることから、その部分につきまして財政調整基金からの取り崩しで調整したところであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思えます。

平成20年度西会津町の一般会計補正予算（第5次）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ346,769千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,655,498千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

（繰越明許費）

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

補正の内容であります、事項別明細書でご説明を申し上げます。8ページをご覧いただきたいと思えます。

まず歳入であります、13款国庫支出金、2項1目民生費国庫補助金146,503千円の増であります。これは、定額給付金事業の事業費で133,264千円、事務費で9,560千円、また子育て応援特別手当交付金事業では、事業費で3,060千円、事務費で619千円を計上するものであります。

次に、5目総務費国庫補助金181,635千円の増であります、地域活性化・生活対策臨時交付金であります。

17款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金であります、地域活性化・生活対策臨時交付金事業の事業費調整用として18,631千円を繰入れするものであります。この結果、補正後の財政調整基金残高は233,092千円となる見込みであります。

次に、歳出であります、今次の補正内容につきましては、その財源の裏付けとなります国の改正法案が、3月中旬に成立する見込みであり、特に給付金関係は手続き開始から6ヵ月間が事業期間となりますことから、全事業を繰り越し事業として実施することとなります。

したがって、歳出の内容につきましては、第2表繰越明許費と重複することとなりますことから、歳出の内容につきましては、4ページの繰越明許費で説明をさせていただきますので、ご了承をいただきたいと思えます。

それでは4ページをご覧いただきたいと思えます。第2表繰越明許費であります、この中で3款民生費の定額給付金事業と子育て応援特別手当交付金事業以外の事業につきましては、いずれも地域活性化・生活対策臨時交付金事業でありまして、地方公共団体が行う生活基盤整備を支援するための国庫補助事業であります。

それでは、上から順にご説明を申し上げます。まず2款総務費、1項総務管理費の野沢駅通り環境整備事業2,500千円ありますが、旧野沢幼稚園の老朽化が著しく、危険な状況となっておりますことから、解体撤去を行うものであります。

次に、温泉宿泊施設改修整備事業 56,100 千円は、温泉健康保養センターにかかる貯湯槽交換工事やボイラー交換工事などです。

次に、温泉宿泊施設送迎車両整備事業 7,638 千円ですが、温泉健康保養センターの送迎用マイクロバスの更新事業です。

次に、総合運動公園施設工事整備事業 33,200 千円ですが、温水プールのパネルヒーター交換工事を含む全面改修工事です。

次に、駅前広場改修整備事業 1,500 千円ですが、上野尻駅前の広場につきましては、町民バスのUターン場所となっております。未舗装のため砂利が周辺に飛び散ることから舗装工事を実施するものであります。

次に、ケーブルテレビ取材用カメラ整備事業 4,000 千円ですが、テレビ放送のデジタル化に伴いまして、取材用カメラ 5 台を整備するものであります。

次に、テレワークセンター施設運営整備事業 2,893 千円ですが、旧すわ保育所に設置いたしましたテレワークセンター 2 号館で使用するパソコンの購入費と排水設備、内装工事などです。

次に、高速バス停トイレ新設整備事業 5,000 千円ですが、西会津インターチェンジに隣接しております高速バスの停留所にトイレを新設するものであります。

次に、3 款民生費、1 項社会福祉費の定額給付金事業 142,824 千円ですが、本事業は景気後退下での生活者への緊急支援と地域経済の活性化のために行なわれるものでありまして、1 人当たり 12,000 円、65 歳以上と 18 歳以下の方については 20,000 円を交付するものであります。対象者は現時点で 8,162 人を見込んでおります。

次に、高齢者等日常生活用具整備事業 3,500 千円ですが、高齢者世帯や 1 人暮らし世帯で町民税非課税世帯の方を対象といたしまして、宅内用火災報知器を貸与するものであります。

次に、2 項児童福祉費の子育て応援特別手当交付金事業 3,679 千円ですが、幼児教育期におけます第 2 子以降の子に対して特別手当を支給することにより、子育て家庭に対する生活支援を行うものでありまして、具体的には 3 歳以上 18 歳以下の子が 2 人以上いる世帯で、第 2 子以降の子が小学校就学前の 3 歳から 5 歳児の子に対して 1 人 36,000 円を支給するものでありまして、対象者は現時点で 85 人を見込んでおります。

次に、4 款衛生費、1 項保健衛生費の保健センター排水接続整備事業 1,000 千円ですが、保健センターの下水道接続工事を行うものであります。

次に、機能訓練送迎用バス整備事業 10,126 千円ですが、保健センターで実施しております機能訓練に参加する方々を送迎するマイクロバスにつきまして、老朽化が進んでいることから更新するものであります。

次に、7 款商工費、1 項商工総務費の観光地駐車場整備事業 8,300 千円ですが、大久保地区の観光客用駐車場について舗装劣化が著しいことから、再舗装を実施するものであります。

次に、観光案内看板整備事業 2,500 千円ですが、町内にあります観光案内看板につきまして、老朽化が進んできたことから、塗裝修繕工事を行うものであります。

次に、ふるさと自慢館整備事業 6,000 千円ですが、昨年、野沢原町に開設いたし

ましたふるさと自慢館の上下水道施設の整備を行うものであります。

次に、西平ラッセル車格納庫整備事業 1,600 千円ではありますが、格納庫の屋根及び支柱の塗装修繕工事を行うものであります。

次に、8 款土木費、4 項住宅費の町営住宅地上デジタル放送対応宅内配線等工事整備事業 4,800 千円ではありますが、下小屋、西原、西林東の町営住宅並びに定住促進住宅につきまして、地上デジタル放送対応の宅内配線等の整備を行うものであります。

次に、町営住宅火災報知器整備事業 1,700 千円ではありますが、下小屋、西原の両町営住宅に宅内用火災報知器を設置するものであります。

次に、9 款消防費、1 項消防費の消防団総合整備事業 11,769 千円ではありますが、消防活動に使用する消防ホース、トランシーバー、投光機などを整備するものであります。

次に、10 款教育費、1 項教育総務費の旧群岡中学校排水接続整備事業 1,000 千円ではありますが、旧群岡中学校の下水道接続工事を実施するものであります。

次に、2 項小学校費の野沢小学校排水接続整備事業 7,000 千円ではありますが、野沢小学校の下水道接続工事を実施するものであります。

次に、小学校費の学校施設デジタル化整備事業 5,730 千円と 3 項中学校費の学校施設デジタル化整備事業 13,410 千円ではありますが、小中学校全校についての地上デジタル放送対応の整備を行うものであります。

次に、4 項社会教育費の公民館施設改修整備工事 9,000 千円ではありますが、公民館の外壁改修工事と窓枠サッシの改修工事を行うものであります。

以上が、歳出にかかる事業毎の説明ではありますが、9 ページ以降の歳出にかかります事項別明細書につきましては、ただ今ご説明申し上げました事業につきまして、節区分ごとに予算化したものでありますので、説明は省略をさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます

○議長　これから質疑を行います。

12 番、伊藤勝君。

○伊藤勝　2、3 質問をいたしますが、はじめに今回の地域活性化及び生活対策に関する事業の中で、説明をいただきましたが、主なる内容について 2、3 お伺いをいたします。

その一つは、この中で野沢通り環境整備事業の中で、いわゆる幼稚園の自宅であった建物が残っていたわけですが、これは今回これを 250 万円をかけて壊すところという事業が入っているわけですが、取り壊すことについてはあのままの現状では管理は非常に難しいだろうと思えますけれども、今後解体された後の計画、いわゆる元幼稚園の残地といたしますか、土地そのものは町のほうに寄附されたわけですね。建物は残っているわけですが、今後、一体の管理運営については、具体的にどのような使用方法をとっていくのか、その管理の方法について、どのようになされますか、聞いておきたいと思えます。

それから高速バスのバス停の中にトイレを設置すると、460 万円ですが、これはこれとしたいとは思いますが、せつかくですからこの高速バスにからめて、今後検討する意味において、これの予算がこれで決まってしまったので、どうしようもないのかどうか分かりませんが、いわゆる高速バスを坂下まで町で運行しているわけですね。高速バス



というよりも坂下まで運行しているバス。この中に縄沢の集落を通さないということから、国道 49 号線のちょうど自治区の向かい側にバス停の看板が 1 本、ただただ立っただけなんです。別に利用者のために建て屋もあるわけでもないし、そこはバスが停まるであろうバスストップの、ただそれが立っただけでありまして、ただこういうだけでいいのかどうなのかということ、常に通っている時に疑問は感じるわけでありまして。利用するかたについては不便さ、こういうことが特別声として上がってこないのかどうなのか、こういう対応の仕方などについても、できなかつたのかどうなのかですね、聞いておきたいと思います。

それから最後ですが、商工会のふるさと自慢館、これに 600 万円をかけてトイレを設置するわけですが、これは一般的に常に開放された使用方法となるのかどうなのかですね、それともふるさと自慢館に入館しなければ使用できないトイレなのかどうなのかですね、この辺については、どうでありましょうか。少し余談になりますが、少年の主張の大会の中で一つ感心したのは、子どもさんが街中を歩っていてトイレがないということがありました。常々私も思っていたわけですが、せっかくですからですね、街中で公衆的に使用できるような場所としてこういう公共トイレというのは、街中にも必要だろうと思っています。しかし、この公共トイレがですね、ふるさと自慢館の中に入館した奥にあるということでは、なかなかこの一般の人が、使用しづらいのではないのかということでありまして、この使用内容についてはどのような管理運営がされるのかどうなのかですね、これも併せて聞いておきたいと思います。

それから定額給付金について 2、3 お尋ねをいたします。これは確認する意味で聞いておきたいと思いますが、いずれ配布になるだろうとそのため国会運営も今現在も進行中でありまして、4 月頃になるのかなとこう思いますけれども、仮に配分をされた場合にこれは税上はどうかと、これは一時所得になると思いますけれども、その際に税対策としての必要性はないのかどうなのか、この所得申告の必要性、額が少ないから何ら影響はないとこういうことであるのかですね、この税の関係についてはどのようになりますか。事務費については、どの辺まで事務費として計上しているのかどうなのかということなんです。この 1 億 3,300 万円余りを配るにあたって事務費で 950 万円もかかるわけですね。すると職員のかたがたの必要な事務経費をあげていると思いますけれども、スケジュール等を見ますとね、今後各それぞれの自治区に出向いて、いろいろ説明をされるのでしょけれども、その際に自治区といえども当然自治区長を通して、そしてまた集会所を利用或いは、必要な所要経費等々もかかる場合もあるでありまして、自治区長を間に通して連絡体制を図っていく、或いはそういった場合についての諸経費などについては、各自地区あたりに対して、対応すべき予算計上などがありますかどうなのか、この点についても聞いておきたいと思います。これは職員のいろいろ事務的な経費や或いはこれに必要な器具やそういう部分にかかるだけだということなのか、この点について聞いておきたいと思います。

それから、最後ですが、商工会との関係でまだはっきりしていないならばいいわけですが、いわゆる各自治体で行われている地域振興券的なプレミアム付きのこの券については、具体的に話し合いはされていると思いますけれども、具体性についてはどのような方針で

現在取り組まれているのか、確認する意味で聞いておきたいと思います。以上です。

○議長 総務税政課長。

○総務税政課長 それでは、地域活性化生活対策の交付金の事業の中で野沢駅通り環境整備事業、いわゆる旧野沢幼稚園の解体撤去の関係でございますけれども、これにつきましては、事業の目的といたしましては、コミュニティ機能の再生対策といたしまして、居住環境の改善に努めるということで実施するものでございます。議員もご承知のように旧野沢幼稚園の建物につきましては老朽化が進んでおりまして、屋根のトタンが飛びそうになったりですね、地元のかたがたからも大変危険であるということで、できれば取り壊し等の対策を行ってほしいと要望等も出されているわけでございまして、この交付金事業を活用させていただきまして、そういった環境の整備を進めていきたいということでございます。ご質問のございました取り壊しが終わってからの活用の方針ということでございますけれども、まだ確たるこういう形で使いますよということは定まっておりませんが、地元のコミュニティ環境の整備ということで今後その整備計画を立てて進めていきたいというふうに考えております。

○議長 経済振興課長。

○経済振興課長 バス停とふるさと自慢館の2点についてお答えいたします。まず町民バスのバス停であります、町民バスを立ち上げる時にもバス停留所をどうするかということが、一応議題にはなったわけではあります、停留所の個所数はかなりの数に上っておりますし、また一つ財政上の問題また管理の問題とあるわけでありまして、いわゆる各停留所に雨風をしのぐ施設等あれば非常に望ましいことではあるわけではあります、現時点としてその辺の路線を含めたですね、全体の中で必要性は感じながらも現在の時点としては、そこまでは考えておりませんのでご理解をいただきたいと思っております。

それから、ふるさと自慢館のトイレにつきましては、実態的にこのふるさと自慢館は、商工会のほうで管理をお願いすることにしてあるわけではあります、オープン式後、実際にはあそこは開かれていない実態にあるわけでありまして、おただしのありましたように4月以降ですね、あそこは常にオープンをするようなことで商工会と打合せをしているところであります。そのためにあそこには、水道施設トイレ等ありませんので、これによって整備してですね、トイレそのものは建物の中に造る、まだ場所は決定的にはなっておりませんが、中に造る予定であります。おただしのようにやはりだれでも気軽に利用できるような施設にすべきであるわけではありますので、その辺のトイレの利用しやすい、当然ふるさと自慢館も含めてであります、気軽に利用できるような設備にしていきたいと考えております。ご理解をいただきたいと思っております。そしてオープンについては、あそこには人を配置してですね、常時開設して、とにかく西会津にお出でになったお客様さらには町民のかたがたも気軽に寄っていただいて利用していただけるようなふるさと自慢館を目指しておりますのでご理解願います。

○議長 町民情報課長。

○町民情報課長 それでは定額給付金についてお答えいたします。まず1点目の税法上の取り扱いでありますけれども、この事業の趣旨がですね、住民への生活支援というのを目的にしているということで、現在国ではこの給付金につきましては、所得税を課さないと

ということで、非課税所得というようなことで取り扱うというようなことに考えております。

それから次に事務費はどこまでなのかというお話でありますけれども、事務費として現在考えておりますのは、当然職員3月末の忙しい時にこういった事業を取り扱うということで時間外手当などの職員手当費、さらに臨時職員を雇用しまして、事務補助にあたらせるそういった賃金関係、それから当然、封筒代とかそういった消耗品、コピー代とかそういった消耗品関係、さらに住民の方への通信関係ということで郵便料などの通信運搬費、さらにパソコン等でリストを作成したりとか、そういった電算処理業務委託料などそういったものを計上させていただいております。それからおただしがありましたように、自治区に出向きましてそれぞれ自治区の皆さんに直接この事業についてご説明をしながら、申請受け付けを行うというそういった事務の手続きも考えております。その際には、自治区の集会所などもお借りする予定ですので、そういった会場の借上料も計上させていただきまして当然借りた場合には、お支払するようなことを考えております。

それからまた商工会との関係ということで、そういった地域振興関係で今全国的に各市町村でもプレミアム付きの商品券を発行するなどそういった取り組みをしているわけですが、本町におきましても商工会と協議いたしまして、給付金をですね、地元消費に結びつけるような方策について現在協議を行っております、具体的な手法につきましては、商工会内部で現在検討しているというような状況でございます。そういった状況でありますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 12番、伊藤勝君。

○伊藤勝 幼稚園の、とりあえず建物は解体しておこうと、今後必要な計画は今後作っていくと、それでも結構であります、しかしこれはやっぱり早急にね、全体計画をしていただいて、あそこには一部駐車場になるスペースと畑或いは今取り壊せば宅地になっている部分と相当な面積があるわけですね。当然どういう目的で何をどうするかということは今後の計画にあるにしても、今後の進め方においてね、やっぱりどういう計画でいいのか、これは進め方の内容については、地域の意見を聞くのか或いは、町で独自に計画を立てて行うのかその対応の仕方については、今後どういう考えでおりますかこれだけ聞いておきたいと思っております。いずれあのままというわけにはいきませんので、当面は住民に便宜を図るような取り扱いをしても結構だと思いますけれども、今後地域の皆さんと一緒にね、どういう使い方にしているのか、これをきちっと策定すべきではないのか、その持っているかたなどについて確認をしたいと思っております。

それからトイレの件ね、中に設置して人を配置していくと、これは人を配置していくというのは、町が事業主体になってやっていくから人を配置すると、こういう断定したことがいえるのか、それとも商工会でそういうふうにするところにいるからそういう断定した言葉になるのか、この点について再度聞いておきたいと思っております。あくまでもこれはね、商工会の私はものだと思うんですよ、事業主体でも管理運営でも、トイレの今後の管理だってすべてそうなんだ。ですから今後町がどういう関わりを持っていくのか、じゃあ断定した話すことであれば聞いておきたいと思うんですが、人員配置していくんだということでもありますから、今後具体的にどのように管理運営されていくのか、1点聞いておきたい。

それからですねトイレも中に造ってしまうということであれば、トイレだけを利用したいと思うてもなかなかできないんですよ。ですから、これは公共的な内容ということであれば、外からでも利用できるような、工夫ということについても、必要ではないのか、実際これから造ってしまった後にね、建物の内容を見ると、いちいち靴を脱いでそして上がっていかなければ、ならないわけですよ。ですからそうではなくて、必要な人については、必要な状況で誰でもどこでもいつでも、使えるような対応にすべきと思いますが、そういう構想については、どういう考えでおりますのか再度聞いておきたいと思いません。そんなとこです。

○議長 総務税政課長。

○総務税政課長 旧野沢幼稚園の関係の再質問にお答えいたします。今後の整備にあたっての進め方についてということでございますけれども、今町では、まちづくり基本条例に基づいて協働のまちづくりということで進めているわけでございますけれども、当然町民の皆さんの意見、そういったものもお聞きしながらですね、あそこの敷地の有効活用を図っていききたいと、いうふうに考えております。

○議長 経済振興課長。

○経済振興課長 ふるさと自慢館のおただしにお答えいたしますが、あそこのオープンに関わる職員の配置については、配置をするということで、先ほど言葉足らなかった点があるのかなと思っておりますが、商工会とそういうことで打合せをしておるところでありますので、ご理解をお願いします。なお、トイレの改修につきましてはですね、おただしの趣旨も十分加味しながら、実質的な管理者である商工会のほうとも打合せをしてですね、利便性に努めてまいりたいとこう考えております。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 定額給付金のことで1点だけ質問させていただきます。いろいろなスケジュールを組んでこれから対応されると思いますが、その中で生活困窮者に対する定額給付金は勿論のこと、その中には滞納者のかたもおられるわけですよ。そういうかたに対しての取り扱いというか、定額給付金の差し引きとか、すべてあげるのかそういうお考えを伺ってみたいと思いません。

○議長 町民情報課長。

○町民情報課長 3番、青木議員の定額給付金の滞納者への取り扱いということでありますけれども、今回の給付金につきましては、基本的に給付は個人の口座に振り込む形になります。ですから、当然町でストックしてそれを例えば地域振興券というような商品券のような形にしたりとか、別のようない形で配るといようなことはできませんで、あくまでも本人の方の口座にお金を振り込むといような形になります。ですから当然、そういった滞納者のかたの差押さえとか、そういったことはできず、あくまでも最終的には個人にまず振り込むということが大原則になります。ですからそういった滞納者のかたについては、受給されてから自主納税をしていただくような形以外には滞納処理はできないのかなといようなことでございます。そういうことをご理解いただきたいと思います。

○議長 13番、清野邦夫君。

○清野邦夫 2、3お尋ねしたいと思いませんが、今の補正の中で定額給付金は別にしまし

て、地域活性化・生活対策事業というようなことで、国庫補助が1億8,160何万円と。それから、財政基金の繰入れがありますから、だいたい2億円の事業費となりますよね。定額給付金以外の事業費としては、2億円の事業だと。それが簡単にいうと9割が国が出してくると、町が準備的なもので若干必要だかわかんないから1割程度の基金の繰入れというようなことで、事業そのものの緊急的に必要なものと、地域活性化或いは生活対策の中で緊急に必要なというようなことで国から補助金が来る、事業するということは非常にいいということだと思うんですけども、事業の全体を見るとね補修費だね、ほとんど補修費が主なんだ。一番大きいのは、さゆり公園の改修工事費、温泉の保養センター改修工事費、8,700万円、約9,000万円ある。4割位がそういう、それ以外にもほとんど、新設というのは、高速道路のトイレだけだな。それとか若干あったみたいですが、ほとんどそれ以外は補修費みたいな感じのがメニューみたいですね。その補修費でも緊急にやむを得ないものは国から出るんだから、これはいいことだと。ただね予算の編成の仕方としてちょっとね、姿勢についてお尋ねしたいと思います。

まず基本的にはですね、要するにハードの補修だけを、これは時間的な余裕だけに関係あると、国が、それから予算組み立てる必要がある。そのためにはハードの補修が一番いいかということで、組み立てがどうか。要するに本当に必要なものを今の緊急的な分で国が出してもらって、事業をやるんだという姿勢でやったのか、確認ですよ。そういう中で、この補修費のほうがいろんな各事業の補修費が必要だと、いうことで事業化したと思うんですけども、そこらへんのね、総括的に答弁をお願いしたい。

それから、そういう趣旨で2、3お尋ねしますが、さゆり公園の施設改修工事費3,100万円、温泉保養センターの改修工事費5,475万円と合わせて委託料も含めて、約9,000万円の事業費だと思いますが、どういのを直すのかね、詳しくもっと教えていただきたい。

それから、公民館も補修費ありますよね、836万円、これらはどういうふうな改修補修工事なのかどうか、お知らせいただきたい。

とりあえずそういうことでお知らせいただきたい。

○議長 総務税政課長。

○総務税政課長 それでは、地域活性化・生活対策臨時交付金の事業の総括の部分について私のほうから説明をさせていただきます。議員おただしのとおり、今回の交付金事業のメニューの中では、大変補修の部分が多いということでございます。今回調整にあたっての基本的なスタンスといたしまして、まずこれまで緊急性、必要性の高い事業の中でありまして、その中でなかなか国や県の補助の対象にならない、それから起債の対象にもならない、こういったいわゆる一般財源でしか対応できないというような事業そういう大型の事業について、できるだけ取り込んで実施をしていきたいということでそういう意味で温泉宿泊施設或いは、さゆり公園といった大型の改修補修の事業がでてきたということでございます。また、事業の計上にあたりましては、21年度の当初予算で、要求のあった事業とか或いは、実施計画に計上されているもので前倒しで一般財源でしか対応できないような事業で前倒しできるものと、そういったものを優先的に今回計上したということでございますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 経済振興課長。

○経済振興課長 温泉宿泊施設とさゆり公園、運動公園の修繕内容についてお答えいたします。まず温泉施設のほうであります、いわゆるあそこには、大型ボイラーがあるわけでありまして、そのボイラーを交換をしたいという計画であります。今までもボイラーいろんな保守点検、保守管理をしながらやってきたわけでありまして、そろそろやっぱり替え時であろうということで上げております。あと大きいのは、いわゆる源泉であります、いわゆるあそこには750mの深さがありまして、揚湯管をカバーするケイシリング管とまあカバーですか、あるんですが、一番下が全部網状になってストレーナーの方式になっております。それで今までも2年に1度源泉揚湯管上げて交換工事、ポンプの修繕工事やっているんですが、現状としてそのカバーの内側にいろんな固形物が付着していると、それから一番下のストレーナーがどうも網がだいぶ詰まってきたという傾向が見られることから、揚湯管のケイシリング管と専門的にはいうわけでありまして、そこを洗浄工事をするということになります。それからもう一つ、貯湯槽があるわけでありまして、貯湯槽につきましてもカバー等若干亀裂が入りそうな状況になって修理はやっているわけでありまして、貯湯槽についても、交換をしたいというのが、主な工事であります。

それから、さゆり公園の修繕内容につきましては、プールですか、かなり錆が、前にも一度塗装工事はしたわけではあります、その錆状況まただいぶひどくなってきましたので修繕を含めて全面的な塗装、修繕を行いたい。それからパネルヒーターについても悪いほうから逐次交換をしてきたわけでありまして、残りの分のパネルヒーターを交換をしたいというのがさゆり公園の修繕内容であります。

以上であります。

○議長 教育課長。

○教育課長 公民館の改修の内容についてご説明を申し上げます。公民館本館でございますが、裏の部分でございますが、本館の南側、東側の外壁の修繕をする計画でございます。併せまして南側、東側の2階のサッシでございますが、公民館のサッシにつきましては、スチールサッシでございます、開け閉めがなかなかスムーズにいかない、又は開かないという箇所がずいぶん多くありますので、アルミサッシの交換をしてまいりたいという内容でございますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 今次補正は額としては大変大きな額ですが、3億4,676万9千円。しかし、全額これ繰越明許なんですよね。するといったい国はいつ地方自治体、この西会津に金をよこすのかっていうこの時期の問題。そして、多分これだけ、このはじき出したんだから内示とか或いは県との相談のうえで、歳入を見込んだと思っております、万一これが狂うようなことがないのかということと、もう一つは、いつ頃お金が来て、いつ頃までの計画は実施できるんだと。21年度の何月頃までできるような見通しなのか、そこらが分ければ教えていただきたい。あと総務費で温泉宿泊施設なり、総合運動公園の整備事業に上がっていますが、それぞれこれらは耐用年数というものがあると思うんですが、だいたい耐用年数はどれぐらいに見込んでいるのか、でここで温泉宿泊施設のほうでいえば、5,600万円、貯湯槽とボイラーの交換だということなんですが、あと何年後かにはまたこれだけのお金が、必要性がでてくるということですね。だから、それぞれ耐用年数を教えてください。それ

はすべて町の施設だからということで町費が全額なのかね、或いは振興公社がいくらか負担するのか、その負担割合あれば教えてください。それと高速バス停トイレ新設整備事業で設計管理から入れると500万円計上されていますが、あそこには町の下水道は入っているのかね、浄化槽方式でやろうとしているのか、かなり安いと思うんですね。見た場合にね。そして、造った後、管理はどこがやるのか、電気料もいるだろうし水道もいるだろうし、浄化槽は町の施設につながんであれば、下水道の料金もいるだろうし、ランニングコストどのぐらいみておられるかね。そのお金はどこが出すのか。この新設するにあたって、これが全額町が出すのか或いは、あそこの高速バスの走ってる例えば新潟交通なり、会津バスなり、そういう運行している会社の負担は、新設の時はあるのかないかね。で維持管理にはどうなんだと。確かに公衆トイレの必要性は認めていますけれども。

あとね、商工費ですけど、ラッセル車の格納庫大変塗装なんかはげたり、屋根は赤くなったりね、これは手入れが必要だと思うんですが、20年度でかなり塗装もされているようですけど、その残った分この160万円ですべて完結できるのかどうか。

あと最後に教育費についてお尋ねいたしますが、旧群岡中学校、これは下水道に接続するんだという予算ですが、これが教育費で出てくるということは、財産管理上は、教育財産になっているんですか。で、この際だから旧中学校、全部教育財産になっているのかどうかね、トイレ町につなごうとするんだから、利用するんですね。旧群岡中学校は。どのような利用計画を持っておられるのか、その利用計画を明らかにしてください。

以上です。

○議長 総務税政課長。

○総務税政課長 それではお答えを申し上げます。今次の補正につきましては、議案の説明でも申し上げましたように、大きく3つの事業で構成されております。1つは、定額給付金事業、それから子育て応援特別手当交付金事業、そして地域活性化・生活対策の交付金事業ということでございます。これからの事業スケジュール、それから交付金の決定等の流れ、こういったものにつきましては、それぞれ事業ごとに取り扱いが変わりますので、その辺の今後の事業の流れにつきましては、各担当課長のほうからご説明を申し上げたいと思います。

私のほうからは、地域活性化・生活対策臨時交付金事業の関係についてお答えをしたいと思います。今回全事業について繰り越しということでございますけれども、この財源の裏付けとなります関係法案の成立がですね、3月中旬くらいになるということでありますので、現実的にできないということで、全額繰り越しとなるということでございます。この交付金事業の法律が通った段階です。通って県のほうからの話であります。交付決定については、議決がされてから、3日～4日程度で内示等が来るだろうという話でございます。そこから具体的に事業の実施ということになるわけですが、町といたしましてはこの地域活性化・生活対策臨時交付金につきましては、できるだけ早い機会に着手いたしまして、遅くとも秋頃にはすべて終わりたいという考えで進めたいというふうに考えております。

○議長 経済振興課長。

○経済振興課長 温泉施設とバスタイレについてお答えいたします。ご承知のとおり、あ

その温泉施設は平成4年に開設したものでありまして、既にもう16年が経過しておるわけでありまして、ボイラー等についても、できるだけ保守点検、修繕をしながら管理しておるわけでありまして、今国で定めている耐用基準表ちょっと手持ちでないの、大変申し訳ないわけでありまして、何年ということは基準表ではちょっと今資料ないのでご勘弁いただきたいのですが、そんな状況からも16年が経過しております、今までの使用実態また、保守管理の状況からいってもう交換したほうがベターだろうということで判断をしておるところであります。それから貯湯槽についても今までも全く同じでありまして、一部亀裂等が見られるような、カバーにですね、ありますのでこれも交換をしていくと。それからあと経費の負担であります、当然これは町の施設でありますので、全額町が負担するという考え方でありまして、今までもいわゆる本体施設については、町が修繕をすると、軽微なものについては、公社側でお願いしておるわけでありまして、温泉施設については、特に町民の健康増進施設という観点で整備をしておりますのでご理解をお願いする次第であります。それから高速バス停のトイレにつきましても、これはほとんどが町民のかたがたが利用しているわけでありまして、町民のかたがたのニーズに応え、利便性の向上を図るために、高速バス停にトイレを設置するわけでありまして、これは浄化槽方式で設置する予定であります。そんなことで当然これは町が設置いたしますので、その後の管理経費負担は、町が行うということでありまして、当然設置すれば水道料金、下水道料金がかかってくるわけでありまして、このランニングコストは、ちょっと細かい積算はしておりませんが、合わせて年間10万あれば間にあうだろうという考え方でおりますのでご理解願います。

それから、ラッセル車ですね、20年度も錆のひどい建て屋の足の下のほうだけ、緊急的に塗装させていただいたわけでありまして、屋根の部分もかなり錆がまわっておりますので、全面的に塗装、修繕を行いたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長 町民情報課長。

○町民情報課長 定額給付金の補助金の流れについてご説明させていただきたいと思っております。定額給付金の事業につきましても、補助金の流れとしては2つありまして、1つは事務費の補助金、いわゆる8,000億円といわれている事務費でありますけれども、その流れと、それから事業費いわゆる2兆円というそういった事業費本体の交付金の流れということで、2つの補助金の交付の流れということで国のほうから補助金が流れてくる次第であります。国のほうで1月27日に2次補正予算が設立しまして、それを受けまして、事務費のほうの補助金の交付要綱が施行されております。この交付要綱が施行されたことに伴いまして市町村からは、事務費に関する交付申請それらを今、随時受け付けているところでありまして。本町につきましても、今日の臨時会で予算の承認を受けまして事務費の交付申請ということで、先ほど956万ということで事務費計上させていただいておりますが、これらについての交付申請を国のほうにする予定であります。一方、事業費のいわゆる住民のかたがたへの給付金、1億3,000万ほどあるわけでありまして、これらの補助金の交付につきましても、現在国のほうで財源の関連法案これの審議をしているところでありまして、これが成立したのちに国のほうに交付申請するというような流れになっております。事務費のほうの補助金につきましても、本日承認を得れば、すぐにも交付申



請するわけですが、年度内にも必要な事務費、そういったものが生じる場合には、国のほうでは概算請求も認めるというような話になっておりますので、そういった概算請求を視野に入れながら申請をしたいということで考えております。

それから事業費につきましては、受付開始から6カ月間というような期限になっておりまして、現在のところ町としても3月中旬頃からは、そういう事業費の受付を始めるわけですが、そこから6カ月間となりますと、だいたい9月の半ば過ぎ位がこの事業の終了時点かなということになります。その間におきまして、ただまだ交付要綱の中身が決まっておきませんので、具体的に概算要求ができるのかどうなのかというのが、まだ未定でありますけれども、そういった事業の流れということで、なっております。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 要はまだ国会これ国会通ってないんですよ。だから、見通しはどうかなんていったって、町からみたってねえ、国会流動的だから分からないけど、仮に国会で財源問題とかが承認されないということであれば、今次の補正予算というのは、すべてパーになるということに理解していいんですね。

それだけです。

○議長 細かい説明はいらないということですね。

(清野興一「はい」と発言)

予算が確定するかしないか、それ見通しだけ。

○議長 総務税政課長。

○総務税政課長 ただ今のご質問にお答えいたしますが、議員おただしのとおり、国のほうで財源となります関連法案が否決ということになりますと、この補正予算の財源自体が根拠がなくなりますので、今次の計上させていただいた補正はなくなるということになります。

○議長 教育課長。

○教育課長 旧群岡中学校の排水接続整備工事に関するご質問でございますが、事業計画はという内容でございますが、現在体育館は、社会体育で現在も利用しておりますので、教育課で管理しております。また校舎でございますが、一部は健康運動教室として、また社会教育の面ではウェイトトレーニング教室ということで、トレーニングマシンを利用したトレーニング教室を実施しております。

以上です。

(清野興一「財産管理上は教育財産か」と発言)

○議長 教育課長。

○教育課長 失礼いたしました。財産管理上は教育財産として管理をいたしております。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 教育財産ということですが、健康運動教室だの体育館だのということで使っているということに分かりませんが、他の例えば旧奥川中学校、新郷中は使っているなあれ、今使っていないのはそれだけか。参考までに旧奥川中学校の財産は、どこに帰属しているのですか。

○議長 教育課長。

- 教育課長　ご質問にお答えをいたします。旧奥川中学校につきましても、教育財産として教育課が管理をしております。
- 議長　10番、長谷沼清吉君。
- 長谷沼清吉　地域活性化・生活対策臨時交付金ですか、これについてお尋ねいたしますが、1億8千余の金額であります。この金額は、国の予算があるわけですから、国のほうの指示といいますか、西会津ではこれだけ認めますよというがあつてなつたのか、或いは、こちらの要望は幅をもって聞けるということで、そういうあれがあつたのかないのか、いわゆる金額の決定のことをお尋ねしたいわけでありまして。それともう1つは、20いくつかのメニューがありますが、この事業も指定といいますか、あつたのかないのか、それとも町の要望でこの20いくつかの事業になつたのかということをお尋ねいたします。
- 議長　総務税政課長。
- 総務税政課長　ご質問にお答えをいたします。まずこの地域活性化・生活対策臨時交付金の交付額の決定でありますけれども、これにつきましては平成20年度における地方交付税法の中で地方再生対策費というものがございまして。この地方再生対策費の算定額を基本として国が算定したと、ということでその額の決定については、国のほうからの指示された金額ということでございまして。それから事業の大きな目的として地方公共団体が行なうインフラ整備ということでありまして、その事業の趣旨に基づいて今回の事業については、町のほうで全課にわたりまして検討させていただきまして、そういったこの交付金事業の趣旨に基づいた公共団体が実施するインフラ整備に資する事業ということで要望した内容について、国のほうとして認めてもらうということでございまして。
- 議長　10番、長谷沼清吉君。
- 長谷沼清吉　分かりましたが、インフラ整備で懸案の1つは公民館にエレベーターですか、というのは議会等でも取り上げてきました。そういう点では今回の検討項目にあつたのかないのか、もう1つは、旧奥川中学校を、よう壁が落ちて危険状態にはありますから、まあその解体をしたらどうかと私思いましたが、インフラ整備となれば該当しなかつたのかどうか、ちょっと話は違いますが、広域の西会津のゴミ焼却炉壊せといつても補助がない、起債も認められない、自己財源で壊さなくちゃならないと話を聞いているわけでありまして、中学校を壊す時にはそういう起債だとか補助だとかというのが認められているのかどうか。
- 議長　総務税政課長。
- 総務税政課長　今次の事業の取りまとめにあたりまして、公民館のエレベーター、それから旧奥川中学校の取り壊しというものについては、担当課のほうからは上がつては来ておりませんでした。その事業のまとめにあつてですね、できるだけ緊急性が高いような事業或いは町民の皆さんの生活に直結するような事業ということで、そういったものを今回優先事業として計上したということでございまして。
- 議長　教育課長。
- 教育課長　教育施設の解体に対する補助はあるのかというご質問でございますが、解体撤去に対する文部科学省の補助はございません。
- 議長　11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　この度のいわゆる地域活性化交付支援金ですか、これ8千万円ぐらいあるわけけれども、今次の補正は3億となっておりますけれども、約3分の2が地域活性化という、名前からしてもですね、やはりこの事業は今私がいうまでもなく、今般非常にその日本国内はじめ、世界的規模でもって自動車産業の低迷、そしてまた電機メーカーの縮小、あらゆる面での事業縮小、また契約社員の解雇そういうことでもって、非常に経済的悪化していると、そういうことで政府のひとつの支援事業としてなされていると私はこのように理解しております。当然我が町でも契約事業にですか、そしてまた臨時従業員の解雇、そしてまたワークシェアリングね。金土日と休むとそういったことは今もうでて来ているんですよ。そのためにやはり地域の活性化が必要だと、そういうことでなされたのが今回の支援事業だと思いますよ。がしかし、その中でいろんな町の、例えば公民館のサッシを取り替えるとか、温泉のポンプを取り替えるとかそれはもろもろありますよ。それは一般会計からも出てますから、それはダメだと申しませんが、ただですね、新聞またテレビなどを見ておきますと、他町村では、活性化と申しますか、例えば市町村でもって、臨時職員を採用してですね、その大きさにもよりますけれども、30人とか50人とか大きいところではね、それでその今失業されているかたが、仕事を見つかるまでとか、就職に就くまでの間、臨時職員として町が採用して、いろんな町の仕事を、例えば昔の失対事業になろうかと思うが、一つの考えじゃなろうかと思いますが、そういうのがぜんぜんここに盛り込まれていないというのは、どういうわけなのかその点を説明してもらいたいと思います。

○議長　総務税政課長。

○総務税政課長　質問にお答えをいたします。先ほど議案の説明の中でも申し上げましたけれども、今回の補正の内容につきましては、大きく3つございます。定額給付金事業とそれから子育て応援交付金事業、これにつきましてはいわゆる生活者の不安にきめ細かく対応していくための緊急支援という性格が大きなものでございます。それから地域活性化・生活対策臨時交付金につきましては、先ほど14番議員にもお答え申し上げましたけれども、地方公共団体のインフラ整備に活用する事業ということでございます。そういうことで今回の補正の内容にあたりましては、議員おただしのような雇用対策の分は入っておりません。国の補正予算の中でも雇用対策についての部分は確かにございます。それについては、ふるさと雇用再生特別交付金、それから緊急雇用創出事業交付金というものがございますけれども、これは3月の10日以降でないこの交付金が活用できないということでありまして、今次の町の事業として、対応できるものは、3月10日以降でない対応できないものですから、できる事業がないということでありましたので、このふるさと雇用と緊急雇用については、平成21年度の当初予算のほうで計上させていただいておりますので、新年度予算をご議決いただいたならば、早急にですね、この雇用対策の事業を進めていきたいということでございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長　11番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　今の総務課長の説明によりますと、今回の支援、あれには入っていないと、雇用対策は。がしかし、私が申し上げたとおり、いま非常に一番問題になっておりますので、その目途がついた時点で、早速一つの重大政策と申しますか、それでもって町で取り

組んでいただきたいと、このように思います。以上です。

(「議長、議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長 13番、清野邦夫君。

○清野邦夫君 暫時休議していただきたい。

○議長 暫時休議します。(11時27分)

○議長 再開します。(11時31分)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 これから議案第1号、平成20年度西会津町一般会計補正予算(第5次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、平成20年度西会津町一般会計補正予算(第5次)は、原案のとおり可決されました。

○議長 暫時休議します。(11時32分)

○議長 再開します。(11時40分)

お諮りいたします。ただ今、町長から議案第2号、西会津町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例が提出されました。これを日程に追加し、提案理由の説明を追加日程第1とし、議案第2号、西会津町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例を追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに議題といたします。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明及び議案第2号、西会津町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

○議長 町長、山口博續君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 追加日程第2、議案第2号、西会津町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案についての説明を求めます。

地域整備課長、杉原徳夫君。

○地域整備課長 議案の説明に入ります前に、改正の理由と内容についてご説明申し上げ

ます。本条例の改正は、笹川地区処理施設を農業集落排水処理施設設置条例に追加する改正でありまして、本来でありますと、施設が完成し供用開始を前にした、平成 19 年 3 月議会定例会に提案し、ご議決をいただかなければならなかったところではありますが、基本的な事務処理を怠り、このような形で条例改正のご審議をいただく結果になってしまいましたことに対し、担当課長として深くおわびを申し上げます。今後は、このような事態を二度と繰り返さぬよう、細心の注意を払いながら適正な事務処理に努めて参る所存でございます。誠に申し訳ございませんでした。

なお、笹川地区につきましては供用開始にあたり、幾度かにわたる地区説明会を開催し、ご理解をいただいて参りました。その結果、受益者の皆さんにおいて笹川地区農業集落排水事業管理組合を結成いただいたところであり、地域ぐるみでの加入促進活動に取り組んでいただいたところでありまして、現在は 67 戸、174 人の方にご使用いただいているところでございます。

それでは、議案第 2 号、西会津町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書と併せて条例改正新旧対照表をご覧くださいと思います。町長の説明にもありましたように、本案は、西会津町農業集落排水処理施設設置条例の別表第 1 に笹川地区排水処理施設に関する事項を追加する改正でございます。

農業集落排水事業笹川地区は、平成 13 年度に事業着手し、6 年の歳月と 6 億 3 千 8 百万円の事業費を投入し、平成 19 年 3 月に全事業が完成したところでございます。同年 4 月 1 日より処理施設の稼働をしまいたところでございます。

別表第 1 は、本条例第 2 条に基づき、施設の名称及び処理区域を定めております。

白坂地区農業集落排水処理施設の下に、施設の名称笹川地区農業集落排水処理施設、終末処理施設の位置は、西会津町新郷大字笹川字笹川平 514 番地、処理区域は呼賀(一部区域を除く)、平明、原、新村、樟山とする一行を追加するものでございます。

なお、附則は施行期日定めておりまして、本条例は公布の日から施行するよう定めております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議くださいまして、原案のとおり、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 2 号、西会津町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、西会津町農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

これで、本臨時会に付議されました事件は、以上をもって審議終了いたしました。

町長よりあいさつがあります。

町長、山口博續君。

○町長 町議会臨時会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本臨時会には、補正予算をはじめ、町政の重要な案件につき、ご審議を願ったのでありますが、皆さまにはご精励を賜り、全議案につきご承認をいただきました。衷心より御礼を申し上げます。

少しずつ春を感じ取れる季節にはなってきましたが、まだまだ寒い日があるかと思えます。皆さまには、くれぐれもご自愛のうえ、町勢進展のため、ご理解ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、ごあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長 これをもって平成21年第1回西会津町議会臨時会を閉会いたします。

(11時51分)